

2019年度税制改正の 主要項目

税 (←) は税負担が変わる向き 税

20年末までの入居者向けに住宅ローン減税を13年間へ延長。消費税増税分を還元。	↓
中小企業の一部所得の法人税率を低くする特例や設備投資減税の期限を2年延長	→
自営業者が事業用の宅地・建物や車を後継ぎに相続、贈与する際の税を全額猶予。	↓
教育費などの贈与非課税は2年延長。受け手の所得が1,000万円超なら利用不可	↗ (富裕層)
19年10月以降に買った新車から自動車税を恒久減税。購入時の税は1年輕減。	↓

平成31年度の税制改正大綱が決定しました。総額1670億円の減税が実現する見通しです。もっとも大きいのは消費税対策として浮上した住宅関連の減税と自動車関連の減税で、総額は1600億円を超えます。高齢者にとつて重要なのは、子供や孫に対する教育資金贈与の非課税措置に教育資金贈与のほかに、今回の税制改正大綱に

は未婚のひとり親支援も盛り込まれました。未婚のひとり親の場合、一定条件を設けた上で住民税を非課税にするほか、児童扶養手当について2019年度は年間1万7500円上昇させます。シングルマザーの人にとつては朗報となるでしょう。



NEWS

平成31年度税制改正 最大の柱は景気対策



平成31年1月号

Tax Info

〈発行元〉
いちかわ税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
http://0463545366.com/

今月の富士山



2019年1月4日

Teamいちかわ



箱根駅では先生の母校、拓殖大学にエールを送りました。見事シード権を獲得。



ディズニーランド35周年

1月3日、東京ディズニーランドに行ってきました。開園35周年を迎えた東京ディズニーランドでは、1月1日から1月6日までの6日間お正月限定のプログラムが開催されていました。ミッキーマウスなどのキャラクターは、みんな着物姿で登場します。お正月ならではの華やかな雰囲気にあふれる東京ディズニーランドで新年の始まりをお祝いしてきました。

今月の〈気になる!?〉

50歳以上の人に送られる「ねんきん定期便」には、公的年金の受取見込み額が記載されています。記載金額がそのまま受取れるわけではないこともあるので、リタイア前に考えてみるのが大切です。

1月の主な税務

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 平成30年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収納税の納付
- 平成30年11月決算法人の確定申告、など

ふるさと納税偽サイト

12月には最も申し込みが集中するというふるさと納税に、見分けがつかないほどそっくりな偽サイトが確認されています。だまされたいためには、注意点2つあります。1つは、割引販売やセール。ふるさと納税には割引販売やセールは存在しません。振込先は自治体であり、株式会社や個人であることもありません。注意点2つ目は、おサイフが合わないなどの変な日本語が使われている場合は注意が必要です。

Topics

インフルエンザに注意

寒さが本格化して、空気も乾燥するようになりました。インフルエンザは乾燥した空気で活発になりやすく、咳やくしゃみで飛ぶ唾の飛沫と一緒に辺りに散らばります。インフルエンザウイルスが苦手としているものが、以前話題になった緑茶ポリフェノール。普段の飲用量で十分な効果を発揮します。また、空気が乾燥しやすい冬の室内では、加湿器などを使って湿度を50〜60%に保つことも効果的です。

交通費と通勤手当

交通費は、外回りをする社員の方などが訪問先までの移動の際に使う費用を指します。会社が負担するものです。社員の方にとっての収入ではありませんので社員の方への課税関係はそもそも生じません。一方、通勤手当は、社員の方が自宅から会社まで通勤するための費用を補助することを目的に手当として給料と一緒に支払われる費用を指します。支給するかどうかは会社によって異なります。社員の方にとっては収入になります。所得税法上は非課税とされます。☆次回はバレンタインのチョコは経費になる??です。

HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。 <http://0463545366.com/>



せいぎん 豆知識